

告示

埼玉県告示第千二百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ふかや花園プレミアム・アウトレット

埼玉県深谷市黒田百六十九

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） ふかや花園プレミアム・アウトレット

埼玉県深谷市永田字中居前千二百三十一外百二十五筆（寄居都市

計画事業ふかや花園駅前土地区画整理事業二街区一〇五画地

内）

（変更後） ふかや花園プレミアム・アウトレット

埼玉県深谷市黒田百六十九

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 未定

（変更後） ナイキジャパングループ合同会社 職務執行者 小林哲二

東京都港区赤坂九丁目七番一号 外 計百九者

ハ 変更年月日

令和四年十月二十日

ニ 届出年月日

令和四年十一月十四日

二 縦覧期間

令和四年十一月二十五日から令和五年三月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十一月二十五日から令和五年三月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課